

第208回山口西田読書会 2019年7月13日のプロトコル

1. テキスト

「内部知覚について」99頁9行目から101頁8行目まで

2. テキスト要約

アリストテレスが定義する「感覺的実体」[＝感覺的自体]とは、感覺によって性質の変化が確認される個物のことである。ただし、性質を異にする変化が起こることはない。例えば、キノコの色が白から黒へ変化することは観察できるが、キノコの色が熱くなっていくという感覺はありえない。

感覺によって性質の変化を確認するためには、ある個物を構成している質料（素材，*ύλη*：ヒュレー）（以下、単に「質料」という。）の変化が必要であるが、性質が変化していくということは、質料には複数の性質が存在しているということである。パルメニデスが「有るものはあり、有らぬものはあらぬ」といい、有のみを肯定し、無（非有，*mē on*：メオン）を否定したことを公理とするならば、質料の変化とは無から有への移行ではない。有の形態が可能態（*dynamics*）[＝潜在]から現実態（*energeia*）[＝現実]へと移行したということである。

直接的に事象全体を認識[＝直覚]するとき、色の変化というものは、色自体[＝色自身]（全ての色を包摂する色／例えば、可視光の色は無色（白色）であるが、分光により虹色となる。）における内在的な原因により現象するのであり、外在的な力学的作用を原因とするのではない。

つまり、質料の色が特定色（例えば、赤色）ではなく、色自体（例えば、可視光の色）であるとしたとき、「質料は色自体である」により「質料は色自体と同じになる」という言説が導出され、一方、この導出された言説を踏まえて、「質料は赤色である」により「色自体は赤色である」という言説が成立する。この成立した言説が「色は色自身の述語となる」ということである。

ところで、物理学者が説明する色の変化とは、例えばニュートンのプリズムを使用した可視光の分光実験から空間を媒質として光の粒子の大小に起因する屈折による力学的運動の結果であると定義される（『光学』）。

しかし、物理学者の説明では、色の変化に関する物理的機構を言及するに留まるだけで、現実の色の変化を色の実体的側面から説明するものではない。現実の色の変化とは、色自体を色の内面的連続体[＝色の基体]と言い換えるとき、この連続体の上における静止、又は連続的／離散的な運動の状態をいう。

換言すれば、ゲーテが『色彩論』において、光と闇の間に色が生成するとしたのと同様に「色の基体は色自身の体系でなければならぬ」ということであり、定立（措定）された性質もの（*das Gesetzte*）、つまり確定／仮定された性質のもの（例えば、色の場合、白色や黒色）になるのである。

ところで、アリストテレスは実体を具体的個物である「第一実体」と一般的概念（種・類）である「第二実体」とに分類し、第一実体である具体的個物を「主語となって述語に

ならないもの」と定義した。例えば、「このバラは赤い色である。」と言明されたとき、第一実体は「このバラ」であり、第二実体は「赤い色」である。そして、第一実体である「このバラ」は個物として一意的な存在であり、これを理由として第一実体を真の実体であるとした。

しかし、西田にとって、真の実体とは、「考えることができないものでなければならぬ」、つまり、超越的なものとして、具体的個物（個別者）の性質・状態・変化の基礎となり、これを包摂する一般的概念（普遍者）こそが真の実体であるとして、「述語になる」第二実体の方が優位に立つとみなしている。一方、第一実体は一般的概念である第二実体の自己限定により、具体的個物として定まるのである。

※ [=○○○] は、テキスト中において使用されている語句

3. 哲学的問い^{*1}

西田幾多郎の哲学は、「日本独自の哲学を打ち立てようとした^{*2}」というような日本の特殊性を強調した文脈において語られることがある。哲学が普遍性を志向する（真実か、真実でないかを考える）学問であるとするならば、日本の特殊性をこの普遍性との関係でどのように考えればよいか。

行武要記

*1 西田幾多郎『日本文化の問題』より考えた「問い」です。

*2 『NHK高校講座学習メモ 倫理 第24回』から一部引用しました。